

税制調査会（第3回国際課税ディスカッショングループ）終了後の記者会見議事録
日 時：平成26年4月4日（金）16時16分～
場 所：財務省国際会議室（本庁舎4階）

○記者

座長から、今日の議論のまとめなどを含めて何かあればお願いします。

○田近座長

ディスカッショングループの中でも既に話したとおりで、今日は国境を越えた役務の提供、その他、自動的情報交換とBEPSプロジェクトの進捗状況ということで、消費税が引き上げられ、この国境を越えた役務課税に伴って日本の企業が不利な状態になっては困るというところで議論してきました。

今回はこの点に関する法律もイメージして、少しずつ具体的なアイデアを出したというところで、どのような答えを出しても模範解答はないことはお分かりになったと思います。特に日本でインボイスがない中で、つまりどれほど実際に消費税が支払われたかという情報がない中で、どのようにこれを仕組むかということが基になって、今日様々な議論があったと思います。

自動的情報交換とBEPSプロジェクトについては、ともに進捗状況を御報告しました。

○記者

国境を越えた役務への課税について、今回その案3'という形のもので示されていましたが、今後はこれを軸に御議論していくという理解でよいのでしょうか。

○田近座長

案3'-I、IIを踏まえてこれから議論していくことになるという提案で、それ自体は今日の議論で、反対の御意見はなかったと思います。

○記者

今後の進め方ですが、たしか去年、春を一つのめどにされていたと思うのですが、具体的にどのように詰めていかれるのでしょうか。

○田近座長

進め方は、状況によるのですが、本年度、これから議論をして、来年度、その改正を目指すという流れで進めていくことになると思います。

○記者

今、座長から来年度改正を目指すというお話があり、これは法改正するということだと思うのですが、課税の実施時期も来年度を目指すという意味なのか、それとも、それはまだ決まっていないのでしょうか。

○田近座長

それこそ今日の議論をお聞きになってお分かりになったと思いますが、仮に日本のリバースチャージをするときに、日本の業者の方にどうそれを説明するか。それから、

B to Cの場合には外国の事業者に課税するので、今日の議論にもあったようにその登録をどうするのか。そして、それが課税をどう担保するのかということがあると思います。したがって、私の知る限り、今年度に法律の成立を目指して、その執行自体は、私の立場から言える範囲は限られていますが、今、言ったように日本の国内側もリバースチャージという新しいことをするし、国外の事業者からどう課税を担保するかも含めて、その辺りの事務方の調整次第だと思います。可及的にやるべきでしょうが、執行がいつというのはこの段階では言えないと思います。

○記者

この案3'の位置付けですが、これは事務局でたたき台の案として示されたものであって、今日、成案という言葉が会議の中で使われていたと思うのですが、この案はあくまでたたき台の試案であって、これから成案を作るということでしょうか。

○田近座長

はい、そのとおりです。

○記者

その際には、今日、意見があったリバースチャージと仕入税額控除を同額とみなして申告を免除するというB to Bの部分など、そのようなところにさらに見直しを加えて、成案を目指すという理解でしょうか。

○田近座長

見直しというか、こちらの説明ぶりも不十分だったと思うのですが、B to Bでリバースチャージするときには、基本的に国内の事業者が消費税を払います。払った消費税は、非課税事業者の場合には仕入税額控除ができませんが、もし課税事業者ならば、それは仕入税額控除と両建てです。リバースチャージをして、そして仕入税額控除をきちんと建てなさいという議論だったと思います。当然インボイスがあれば定義的にそうするわけで、そのインボイスがない日本の消費税の中で、リバースチャージを課せられる事業者の利便性を考えて、ある面、そこまで考えてこちらの考えを提案したわけですが、それはちょっと待ってよという議論でした。反対ではなくて、原則は分かるが、日本の消費税の範囲でできる範囲を、まだ皆さん読み合っているのかなということで、それは今日の議論を踏まえて事務方あるいは委員の方と相談しながら詰めていきたいと思います。

○記者

念のための確認ですが、今日出た案3'は、政府税制調査会の案であって、さらに成案を目指して今後も議論を進めていくということでしょうか。

○田近座長

そういうことです。

○記者

成案を取りまとめる時期は、どのくらいの時期を念頭に置いているのでしょうか。

○田近座長

私が座長として進めているのは、先ほど申し上げたように今年度の法律改正を目指してというスケジュールのつもりです。

○記者

手続的なことで恐縮ですが、年末の党税調の税制改正の議論に乗せられるような、つまり11月などを念頭に置いているということでしょうか。

○田近座長

それは伊藤課長からお願いします。

○伊藤税制第二課長

法改正のプロセスとなると、御指摘のように与党のプロセスが入ってくると思います。政府税調としてどの段階で案をまとめられるかは今、座長が言われたとおりで、まだ何月何日というようなことではないと思いますが、それに間に合うようにということになると思います。

○記者

今後の議論について、B to Cのところでは海外の事業者には申告納税を義務付けることで、いかに税の執行を担保するかが一つ課題だと思いますが、ここも何か成案をまとめるときには具体的に案を出していくのでしょうか。もちろん各国、当局との連携もあると思いますが、その辺りもう少し具体的に詰めていく形になるのでしょうか。

○田近座長

一般的に法律に書き込むわけですから、その具体的な手順というか方法をここで相談した上でやっていくのは当然だと思います。

○記者

前回出されている案3と、今回との違いを伺いたいのですが、前は登録申告納税方式ということで登録を付けていて、今回は特に登録とは書いていませんが、前回の案3と今回の案3'の違いをもう一度説明していただけないでしょうか。もう一つ、施行時期はこの段階では言えない、事務方の調整次第ということでしたが、2015年10月に消費税率10パーセントの引上げが予定されていて、お答えは事務方をお願いした方が良くかもしれませんが、その10パーセントの引上げをある程度意識されて準備という作業を進めていかれるのかどうか、この点だけ教えてください。

○田近座長

案3と案3'の違いについては、事務方でもう一度説明していただけますか。

○伊藤税制第二課長

先ほどのディスカッショングループの中でも御説明しましたように、要は案3の場合だと、資料の4ページですが、国外事業者Aと、国外事業者Bに分かれますが、点線の課題にあるように、国内の事業者は相手がAなのかBなのか確認する必要があります。これは何を買っているかということでは必ずしも判別できないので、そこで事

務負担が発生することが、11月の時点で、今でもそうですが、課題として認識をされているということと、それから、同じものでAになったりBになったりするということで、取引の中立を阻害する可能性があるという課題があって、それで本日の5、6ページの案3'は相手の事業者に着目するのではなく、取引の内容に着目することによって案3の今、申し上げた課題を克服しようとしている。そこが最大の違いです。

もう一つの質問ですが、4月1日から8パーセントになっていますし、税率に関係なく、国外から買う場合と国内から買う場合で取扱いに違いが生じているので、これは可及的速やかに改正すべき課題であると思っています。そうは言っても、先ほど座長が言われたように、いろいろ新しい事務が入りますし、執行の問題もあり、そこがなおざりになってもいけないので、そのバランスの中で、案の内容にもよりますが、執行がいつからできるのか、いつから施行するのかが決まってくるという類の話だと思っています。

○記者

同じ質問が政府税調でも出ていたのですが、登録する、しないの話というのは。

○中里会長

国外事業者の登録とは少し違いますが、納税代理人を指定していただかないといけません。それは、結果的には登録と似たようなものですから、登録を否定するという事ではないように思います。

○記者

国外の事業者は、日本の国税当局に登録した上で納税する仕組みでよいでしょうか。

○田近座長

今の案3'、御説明したように、国外の事業者に納税義務を課す仕組みは今もあって、国外の事業者に納税義務が課された場合には、納税代理人を国内に置いて納税するという仕組みがあるので、あえて登録を求めなくても、この仕組みを使って納税を求めれば足りるのではないかと今では思っていますが、その辺りも引き続き仕組みに関わるので、御議論をいただくイシューかもしれません。

○中里会長

納税代理人を指定することは、結果的には登録と同じですから、呼び方の問題だと思います。誰か、日本国内のことをやってくださいということですから、役所に届けるのと余り変わらないのです。そこは事務的には様々なことがあるのですが。

○記者

細かい話で恐縮ですが、二点教えてください。

まず、法律を改正する場合、今分かっている時点でどの法を改正する必要があるのでしょうか。この案3'の②で、クラウドサービスなど取引条件等から事業者向けであることが明らかな取引。この取引条件等というのは具体的にどういったことが想定されているのでしょうか。

○伊藤税制第二課長

法律は消費税法になると思います。それから、取引条件等と言っているのは、例えば契約書の中身や約款、あとは例えば事業者同士で、1対1でこれを売るから、それはインターネットで送りますといった取引内容もしくは交渉の経緯であれば、事業者向けであることは明らかなので、そのようなものも含むと考えてよいかもしれません。

○記者

今日の中でも、残る課題、あるいは問題提起として、コスト面や、登録した場合、要は実際に払ってもらえるのか、現実に執行に移すときの課題が幾つか提起されていたと思います。座長としてはそれについて、あるいはそれ以外に何か課題があるのかどうかお考えでしょうか。要は、案3'をさらに詰めていく上での課題をどのようにお考えでしょうか。

○田近座長

最初の話に戻るとと思いますが、日本にインボイスがない中でどのように進めていくか。B to Cをした場合でも、国外事業者がきちんとこれだけ付加価値税を払いましたということが、インボイスが来ていないので、そのような状態でどう制度を設計していくかという問題です。あと、B to Bの場合、議論している国内課税事業者の納税負担をどう軽減するか。そこでどう現実を見ながら、どの程度で多くの人に了解してもらえるかという議論で、先ほどから言っているようになかなか模範解答はありません。本来こうあるべきだというのは議論できても、日本の今、言った事情、それから、納税者の納税コストの問題、佐々木特別委員も御指摘されていましたが、その辺りを、これから法律をつくる間でいかに多くの方に理解いただけるかだと思います。

○記者

非常に複雑で大変な問題であることはよく分かるのですが、実際に業者とすれば、内外の格差があって、非常に経営問題になっています。可及的速やかということは分かるのですが、一体いつ頃やってくれるのか。その辺りをはっきりしないと、こうやっている間にどんどん損をしているのです。そこにもう少しコストの面とか周知の面とかあると思いますが、それだけのソフトを組むなどするのにどの程度の時間が必要だとお考えでしょうか。それは1年か2年か3年か、その辺りをもう少し示さないとビジネスをやっている人たちは大変だと思うのですがいかがでしょうか。

○田近座長

具体的には会長に答えていただきますが、前回その点の指摘が非常に強かったと理解しています。消費税が上がるのにどこまで用意しているのだということで、それは我々も重々理解した上で今回臨んだのですが、ただ、今言われた、さらにもう一歩進んで法律ができたとして、どのぐらいの期間をどう見越すかというのは、先ほどお答えしていますが、もう一度、伊藤課長お願いできますか。

○伊藤税制第二課長

座長が言われるように平成 27 年度税制改正での法律改正を目指す、それに間に合うように政府税調で御議論いただくこととなります。そうするともちろん党や国会の関係がありますが、年度改正ですから、来年 3 月の法案成立に向けてカレンダーが進んでいくことになって、問題は先ほどから座長も言われているように、法律ができてからどれほどの周知期間が必要かというテーマです。ここは今日まさに御議論があったように事業者の対応可能性の問題で、言われるとおりにいつから始めるのか決めてもらわないと、システム変更でいつ SE を頼んでいいかわからないという話もあります。ただ、今は制度設計の段階ですから、逆にそこで初めから 3 か月でやりますといったことを決めても、逆に事業者サイドも困ってしまうことも有りえるので、今の時点ですと、先ほど座長が言われたようなこととなります。

ただ、私ども日々事業者の方から本件についてヒアリングをしていますが、具体的な案が本日のように世の中に出てきて、かつ、与党の方でも平成 27 年度改正に向けて検討しますと言われている状況ですので、今日の政府税調も踏まえて、相当なスピードで進んでいることは、今日は佐々木特別委員も言われていましたが、評価はいただいていますので、そういった中でやっていくということかと思っています。

○中里会長

補足してよろしいでしょうか。このサービスを外国から提供している事業者と国内で提供している事業者の中立性の問題ということだと思いますが、この制度を導入していくときに、その方々の問題もそうですが、サービスを買っている人たちの手間暇ができるだけかからないように、そして、その方々が混乱しないような制度を仕組んでいくことがとても重要なのです。

特にサービスを買っている方々を中心に現場が混乱してしまえば、なかなかこれは制度としてうまくいきません。そうすると法律を施行できる状態にするために時間がかからないようにすることが、一番のポイントになると思うのです。それで案 3 を案 3' にして、制度を買い手にとってシンプルにして、簡便なようにして、しかもある程度理屈の通った形にすることによって、逆に早く法律ができたら買い手の方々もそれにすぐ対応できる制度にすることができるということで、案 3' が出てきたと御理解ください。ということは、少し早くできるかもしれません。

○記者

そこで一応確認ですが、税制改正に盛り込むということは、少なくとも来年度からやりますよ、そういう仕組みを考えますよということになるわけですね。ではいつ施行するのかというときに、決めてから 1 年以降というのはかなり変です。少なくとも年度中のどこかで施行されると考えるのが自然だと思うのですが、年度をまたぐ施行というのはあり得るのでしょうか。

○田近座長

我々とはとにかくしっかり早くやりたいので、精一杯頑張っ、今、会長の説明にもありましたが、何度も言うようになかなか完全なものできないのが今回のキーワードですが、その中で制度を作ろうとしています。それから先の話はリバースチャージのある事業者を説得しなければいけないし、国外事業者も説得しなければいけないし、まさにその作業で座長としてはこれからの議論、それから、法律改正を受けて、とにかくしっかり事務方に1日も早くやってほしいと催促するしかないと思います。

○記者

皆さん努力されているのはよく分かるのですが、この内外格差の議論は、財務省で5年ぐらい前から問題になっていました。それが今になって、これから消費税が8パーセントになる、10パーセントになるといふときに、慌ててやらざるを得ない。確かにやっている努力は非常に分かりますが、これはやはり納税者から見ると変ではないでしょうか。この辺りの見通しや、このような事態を起こした責任は、税調会長及び事務局はどのようにお考えでしょうか。

○田近座長

私は座長を引き受けてからの話なので取り返しようがありませんが、我々としては前向きに、そのような御意見を受けて座長としては精いっぱいやるということで、あとは会長の方からお答えがあればお願いします。

○中里会長

責任ですか。租税制度は最終的には国会でお決めになることなのではないかと思いますが、要するにこのような問題があるということは、当然、主税局はずっと前から認識していたでしょうが、一昨年からの私的な研究会を立ち上げて、随分インテンシブに議論をしてきました。そのときには今の政府税制調査会は立ち上がっていませんから、私はその私的な研究会のメンバーとしてそこに参加してきました。かなり努力したつもりです。それで税調が立ち上がって、最初の問題として国際課税というように諮問を受けましたので、外国法人の支店課税とこの問題、それと BEPS という三つの問題をやってきました。

税調が立ち上がってからまだ9か月ですか、割と順調に進んできているのではないかと思います。法律にして制度を新しく作ろうという動きが、一昨年の議論から本格的になったのには理由があって、一つは取引の規模が拡大したことで看過できなくなりつつあることです。もう一つは税率が上がっていく。この二つがあると思いますから、状況の変化に対応する形では適時に議論はしてきたと思っています。なお一層努力いたします。

[閉会]